

和歌山市中央終末処理場汚泥処理施設改築事業
基本契約書（案）

和歌山市企業局（以下「局」という。）が実施する中央終末処理場汚泥処理施設改築事業（以下「本事業」という。）に関して、局と【●●●】（以下「企業コンソーシアム」といい、構成員のうち代表企業たる【●】、他の構成員である【●】、【●】。）は、以下のとおり基本契約（以下「この契約」という。）を締結する。

1 事業の名称 中央終末処理場汚泥処理施設改築事業

2 事業の対象施設

- (1) 実施設計・建設工事 改築汚泥処理施設
- (2) 運転管理・運營業務 改築汚泥処理施設及び既存水処理施設を含めた処理場全体（改築後全処理施設）なお、改築汚泥処理施設の運転開始前は、改築前全処理施設（既存汚泥処理施設及び既存水処理施設）が対象施設となる。

3 事業期間

- (1) 設計・建設期間 工事請負契約締結の日の翌日（土日祝日を除く）から令和10年3月31日まで
- (2) 運転管理・運営期間
 - ①引継期間 令和7年2月1日から令和7年3月31日まで
 - ②運転管理・運營業務 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
 - ③引継期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

4 この契約に付随する契約

- (1) 建設工事請負契約（工事請負契約）
- (2) 運転管理・運營業務委託契約（運転管理・運営契約）

本事業における契約は、この契約及び上記4に掲げる契約から構成される。そして、この契約は、局及び企業コンソーシアムが上記4の工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結するにあたり、本事業の全般にわたる事項や本事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。なお、この契約において定義されない用語については、要求水準書（局が令和●年●月●日付で公表したもの）に定義された意味を有する。

本事業について、この契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

(局)	所在地 名 称 代表者	和歌山市 和歌山市公営企業管理者
-----	-------------------	---------------------

(代表企業)	所在地 名 称 代表者	● ● ●
--------	-------------------	-------------

(構成員)	所在地 名 称 代表者	● ● ●
-------	-------------------	-------------

(構成員)	所在地 名 称 代表者	● ● ●
-------	-------------------	-------------

(構成員)	所在地 名 称 代表者	● ● ●
-------	-------------------	-------------

(総則)

第1条 この契約は、以下の各号の内容を確認し、局と企業コンソーシアムが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

- (1) 本事業に関し実施した公募型プロポーザルにおいて、応募者が本事業の工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結する企業コンソーシアムとして決定されたこと。
- (2) 以下の契約の締結に向けた局及び企業コンソーシアムの義務を定めること。
 - ア 局と建設企業が締結する本事業の建設工事請負契約（工事請負契約）
 - イ 局と運転管理企業が締結する本事業の運転管理・運營業務委託契約（運転管理・運営契約）
- 2 局は、本事業が民間企業の技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
- 3 企業コンソーシアムは、本事業が公共性を有する終末処理場の整備を行い、それらの機能と性能を将来にわたって適切に維持する事業であることを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重すること。
- 4 局及び企業コンソーシアムは、本事業に関し、この契約に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 5 この契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 6 この契約の変更は、書面で行うものとする。
- 7 契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、この契約、この契約締結に至るまでの局と企業コンソーシアムとが本事業に関して別途合意した事項に係る書面、要求水準書等、技術提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、技術提案書が要求水準書等を上回る事項については、技術提案書が優先する。技術提案書に誤りが発見された場合又は要求水準書等に定めのない事項が技術提案書に含まれている場合は、局及び企業コンソーシアムはその取扱いについて協議する。
- 8 基本契約等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、工事請負契約及び運転管理・運営契約、この契約の順に解釈が優先するものとする。

(定義)

第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
なお、この契約において定義されない用語については、要求水準書（局が令和●年●月●日付で公表したもの）に定義された意味を有する。

- (1) 「実施設計・建設工事」とは、中央終末処理場において本事業で整備する改築汚泥処理施設の実施設計及び建設工事をいう。
- (2) 「運転管理・運營業務」とは、要求水準書で記載された改築前全処理施設と改築後全処理施設の運転・監視・点検・維持・小規模修繕及び改築汚泥処理施設の法令点検・分解調査・修繕を適切に実施し、改築前全処理施設と改築後全処理施設を正常に保ち、本事業を営むことをいう。
- (3) 「建設企業」とは、企業コンソーシアムのうち、局から実施設計・建設工事を直接受託し又は請け負う企業（単独又は共同企業体）をいう。

- (4)「運転管理企業」とは、企業コンソーシアムのうち、局から運転管理・運營業務を直接受託し又は請け負う企業（共同企業体）をいう。
- (5)「協力企業」とは、建設企業又は運転管理企業から実施設計・建設工事又は運転管理・運營業務の一部を直接請け負い又は受託する企業をいう。
- (6)「企業コンソーシアム」とは、本事業を実施する民間事業者をいう。
- (7)「応募者」とは、企業コンソーシアムの選定にかかる募集に応募する複数の企業で構成された企業グループをいう。
- (8)「代表企業」とは、企業コンソーシアムを代表する企業をいう。
- (9)「構成員」とは、企業コンソーシアムを構成する企業をいう。
- (10)「工事請負契約」とは、局と建設企業の間で締結される設計・工事請負に係る契約をいう。
- (11)「運転管理・運営契約」とは、局と運転管理企業の間で締結される運転管理・運營業務委託に係る契約をいう。
- (12)「基本契約等」とは、この契約、工事請負契約及び運転管理・運営契約を個別に又は総称したものをいう。
- (13)「契約書等」とは、この契約、技術提案書、要求水準書等及び契約締結に至るまでの局と企業コンソーシアムとが本事業に関して別途合意した事項に係る書面の全てをいう。
- (14)「事業期間」とは、この契約が締結された後、設計・建設期間を経て、運転管理・運営期間終了までの期間をいう。
- (15)「設計・建設期間」とは、工事請負契約締結日の翌日（土日祝日を除く）から令和10年3月31日までの期間をいう。
- (16)「運転管理・運営期間」とは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの期間をいう。
- (17)「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり局が公表した書類及びこれらの書類についての質問に対する局の回答を示した書面をいう。
- (18)「技術提案書」とは、本事業の公募手続において、企業コンソーシアムが応募時に提出した技術提案書その他の本事業に関する提案が記載された書類の全て（ただし、その後局の同意を得てこれらの書類が変更された場合は当該変更後の書類）をいう。

（当事者の義務）

第3条 局及び企業コンソーシアムは、工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 企業コンソーシアムは、工事請負契約及び運転管理・運営契約締結のための協議に当たっては、要求水準書等の他、企業コンソーシアムが提出した技術提案書及びヒアリングでの説明を遵守する。

3 本事業に係る構成員間の責任分担に関し疑義が生じた場合は、代表企業が調整に当たるものとし、他の構成員はそれに協力しなければならない。

（事業期間）

第4条 本事業の事業日程は、要求水準書等に記載のとおりとする。

（準備行為）

第5条 局及び企業コンソーシアムは、工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結前であって

も、自己の責任及び費用で、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとする。
(共同企業体の結成等)

第6条 企業コンソーシアムが、工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結するために、各契約に応じた共同企業体を結成する場合、当該共同企業体の結成に当たっては、運営形態、構成員の数、出資比率について企業コンソーシアムからの提案によることとする。ただし、運転管理・運営業務においては、募集要項等において提示された運転管理・運営業務の代表企業の参加資格を満たす運転管理企業は1社と企業コンソーシアム代表企業を含む複数社とする。

2 企業コンソーシアムが、工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結するために各契約に応じた共同企業体を結成した場合、構成員間で締結する共同企業体協定書の写しを局に提出する。

(工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結等)

第7条 局及び企業コンソーシアムは、工事請負契約及び運転管理・運営契約を、募集要項等とともに公表される工事請負契約書案及び運転管理・運営契約書案の内容を基に令和5年10月を目途に締結するべく最大限努力する。

2 局及び企業コンソーシアムは、工事請負契約及び運転管理・運営契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

3 工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結までの間に、企業コンソーシアムに募集要項等において提示された参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、局は工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結しないことができる。ただし、企業コンソーシアムの申し出により、局がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとし、局は変更後の企業コンソーシアムと工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結できるものとする。

4 工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結までの間に、本事業に関して、構成員のいずれか(第3号から第6号までにあつては、その役員又は使用人)が次の各号のいずれかに該当するとき、局は、工事請負契約及び運転管理・運営契約を締結しないことができるものとする。

(1) 公正取引委員会が、構成員のいずれかに本事業の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、構成員のいずれかに本事業の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(3) 構成員のいずれかが本事業の入札に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を局の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定

したときに限る。)

(5) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条に規定する利益供与をしたことにより、有罪判決が確定したとき。

(6) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律第1条第1項又は第2条第1項に規定する者に利益供与を行ったとき（その者に対して有罪判決が確定したときに限る。)

(7) その他入札談合行為があったと認められるとき。

5 前項各号の事由が発生した場合において、企業コンソーシアムは、局の請求に基づき、本事業の提案価格並びにこれに係る消費税及び地方消費税の100分の10に相当する金額の違約金を局に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、局が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について局が企業コンソーシアムに対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる企業コンソーシアムの損害賠償債務も連帯債務とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げるときは、損害賠償の請求を行うことができない。

(1) 排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定する行為に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、局が特に損害がないと認めるとき。

(工事請負契約及び運転管理・運営契約不調時の取扱い)

第8条 この契約に別段の定めがある場合を除き、事由のいかんを問わずに工事請負契約及び運転管理・運営契約の締結に至らなかった場合は、この契約は終了することとし、既に局及び企業コンソーシアムが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担として、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。

(企業コンソーシアムの役割)

第9条 本事業において、企業コンソーシアムは、技術提案書及び要求水準書等において示された各自の担当する業務を行う他、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

(1) 建設企業は、工事請負契約及び要求水準書等に基づき、設計・建設に関する業務の一切を請け負い、自らの責任においてこれらを履行する。また、建設企業は改築汚泥処理施設の実施設計・建設工事後においても自らの責任と負担において運転管理企業の次号及び第11条で規定する運転管理・運営業務の遂行を支援しなければならない。

(2) 運転管理企業は、運転管理・運営契約及び要求水準書等に基づき、改築後全処理施設（改築汚泥処理施設及び既存水処理施設）の運転管理・運営に関する業務の一切を受託し、自らの責任においてこれらを履行する。なお、改築汚泥処理施設の運転開始前は、改築前全処理施設（既存汚泥処理施設及び既存水処理施設）が対象施設となる。

(3) 構成員間において、本事業に係る業務の責任分担について問題が発生した場合、構成員は代表企業による構成員間の調整に協力しなければならない。また、構成員の中のいずれか又は複数の責めに帰すべき事由によって、他の構成員に損害が発生した場合は、構成員間で解決するものとし、損害を被った構成員は、局に対して損害の賠償を求めることはできない。

(実施設計・建設工事)

第10条 実施設計・建設工事の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 建設企業は、工事請負契約を締結し、速やかに業務に着手し、基本契約等に従って実施設計・

建設工事を行い、要求水準書等に定める工事目的物の設計・建設期間の末日までに引渡しを行うものとする。

3 前各項のほか、実施設計・建設工事に係る契約条件の詳細は、工事請負契約による。

(運転管理・運營業務)

第11条 運転管理・運營業務の概要は、要求水準書等に定めるとおりとする。

2 運転管理企業は、運転管理・運営契約を締結し、基本契約等に従って、運転管理・運営期間中、改築後全処理施設（改築汚泥処理施設及び既存水処理施設）の運転管理・運営を行う。なお、改築汚泥処理施設の運転開始前は、改築前全処理施設（既存汚泥処理施設及び既存水処理施設）が対象施設となる。

3 前各項のほか、運転管理・運營業務に係る契約条件の詳細は、運転管理・運営契約による。

(計算書類等の提出等)

第12条 局が求めた場合、構成員は、自ら及び他の構成員をして、会社法上作成が要求される計算書類及びその附属明細書の写しを局に提出しなければならない。なお、当該構成員が監査法人又は公認会計士による監査を受けている場合は、当該計算書類及びその附属明細書は、監査法人又は公認会計士が監査を行ったものであることを要する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第13条 企業コンソーシアムは、局の承諾なくこの契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(債務不履行等)

第14条 企業コンソーシアムは、この契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの構成員の局に対する賠償義務については、他の構成員も連帯して責任を負うものとし、局は、構成員の全部に対して、局が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

2 前項にかかわらず、工事請負契約に基づく責任については、建設企業である構成員のみが連帯して責任を負い、建設企業ではない構成員は責任を負わない。また、運転管理・運営契約に基づく責任については、運転管理企業である構成員のみが連帯して責任を負い、運転管理企業ではない構成員は責任を負わない。

(契約の解除)

第15条 局は、企業コンソーシアムが次の各号のいずれかに該当する場合、基本契約等の全部又は一部を解除することができる。

(1) 基本契約等のいずれかの規定に違反した場合において、局が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。

(2) 基本契約等のいずれかが局により解除されたとき。

(3) 構成員が、本事業に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 構成員が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行

い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員又は構成員が構成事業者である事業者団体（以下「事業者及び団体」という。）に対して行われたときは、事業者及び団体に対する命令で確定したものをいい、事業者及び団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次項において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ イに規定する納付命令又は排除措置命令により、事業者及び団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募手続が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。

エ 構成員又はそれらの代表者、役員等（会社法第423条第1項にいう役員等をいう。次目について同じ。）若しくは使用人について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

オ 構成員又はそれらの代表者、役員若しくは使用人について、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

カ 前各目のほか、構成員又はそれらが代理人、支配人その他使用人若しくは公募手続の代理人として使用していた者が、基本契約等に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(4) 構成員又はそれらの役員等（以下単に「役員等」という。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）であることが明らかになったとき

イ 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。

ウ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。

エ 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用したことが明らかになったとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

- キ 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ク 構成員が、排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、局が構成員に対して当該契約の解除を求め、構成員がこれに従わなかったとき。
 - ケ 下請契約等の相手方が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく局への報告を怠り又は下請契約等の相手方に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
 - コ アからケまでのほか、構成員が正当な理由がないにもかかわらず基本契約等の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- (5) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、企業コンソーシアムが最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。
- 2 前項第2号が定める解除権の行使原因が企業コンソーシアムの責めに帰すべき事由によるものである場合には、同号に基づく解除により企業コンソーシアムに損害が生じた場合であっても、局は何ら責任を負わず、企業コンソーシアムは局に対して損害の賠償を求めることはできない。
- 3 企業コンソーシアムは、局が次の各号のいずれかに該当するときは、局に書面で通知することにより、自らが当事者である基本契約等を解除することができる。
- (1) 基本契約等のいずれかの規定に違反した場合において、当該企業コンソーシアムが相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) 他の基本契約等が当該他の契約の当事者である企業コンソーシアムにより解除されたとき。

(秘密保持義務)

- 第16条 局及び企業コンソーシアムは、基本契約等又は本事業に関連して相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任をもって管理し、基本契約等の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面により承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 以下の情報は、前項の秘密情報には、含まれないものとする。
- (1) 開示の時に既に公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していた情報
 - (3) 開示の後に、局又は企業コンソーシアムのいずれの責めにも帰すことができない事由により公知となった情報
 - (4) 局及び企業コンソーシアムが前項に基づく秘密保持の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、局及び企業コンソーシアムは、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障をきたす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 局が秘密保持契約を締結した局のアドバイザーに開示する場合
- 4 局は、前各項の定めにかかわらず、基本契約等又は本事業に関する情報について、法令等その他局の定める諸規程の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができるものとする。
- 5 企業コンソーシアムは、基本契約等又は本事業に関して知り得た個人情報の取り扱いに関し、法令等に従うほか、局の定める諸規程を遵守するものとする。
- 6 企業コンソーシアムは、基本契約等の履行のため、協力企業に対して秘密情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該協力企業に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該協力企業をして、本条に規定する秘密及び個人情報を開示又は漏洩しない旨の確約書を局に提出させる。
- 7 企業コンソーシアム又は協力企業が前各項の義務に違反したこと又は企業コンソーシアム又は協力企業の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、局が損害を被った場合、企業コンソーシアムは、局に対しその損害を賠償するとともに、局が必要と考える措置をとらなければならない。

(事業期間中の契約協議)

第17条 局は、契約条件その他の事項につき協議が必要と認めるときは、いつでも企業コンソーシアムに対して協議を求めることができ、企業コンソーシアムは同協議に誠実に応じなければならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第18条 この契約は、日本国の法令等に従い解釈されるものとし、局及び企業コンソーシアムは、この契約に関して生じた当事者間の紛争について、和歌山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(基本契約の有効期間)

第19条 この契約の有効期間は、この契約の締結日から事業期間満了日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第14条（債務不履行等）、第16条（秘密保持義務）及び第18条（準拠法及び管轄裁判所）の規定は、事業期間満了後も存続する。

(補則)

第20条 この契約に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて局及び企業コンソーシアムの間で協議して定める。

(以下余白)